

和解契約書（一部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、申立人X2及び申立人X3（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記（1）の損害項目（いずれも下記（2）の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

（1）損害項目

① 避難交通費（X1）	金1万6000円
② 生活費増加分（X1）	金12万1523円
③ 生命・身体的損害（X1）	金2万2649円
④ 精神的損害（X1）	金195万円
⑤ 精神的損害（A）	金60万円
⑥ 弁護士費用	金8万1305円

（2）期間 自 平成23年3月11日
至 平成24年8月31日

2 和解内容

被申立人は、申立人らに対し、前項（1）の損害項目についての和解金として、金279万1477円の支払義務のあることを認める。

3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第1項記載の損害に対する賠償金として金130万円を支払済みであることを確認する。

この既払金130万円について、申立人らは、被申立人に対して、精算義務を負っていること及び次回以降の和解時にこれを精算する予定であることを確認する。

4 支払方法

（省略）

5 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目①乃至③及び⑥（同項記載の期間に限るものとし、かつその遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、当事者双方が各1通保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年11月26日

（仲介委員 高橋輝美）

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、申立人X2及び申立人X3（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記（1）の損害項目（②及び③については下記（2）①の期間に限る。④については下記（2）②の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

（1）損害項目

- | | |
|----------------------------|-----------|
| ①生命・身体的損害（被相続人A分、死亡慰謝料） | 金900万円 |
| ②生命・身体的損害（X1分、通院交通費、通院慰謝料） | 金35万3810円 |
| ③弁護士費用 | 金29万2614円 |
| ④精神的損害（X1） | 金40万円 |

（2）① 期間 自 平成23年3月11日

至 平成24年12月31日

② 期間 自 平成24年9月1日

至 平成24年12月31日

2 和解内容

被申立人は、申立人らに対し、前項（1）の損害項目についての和解金として、金1004万6424円の支払義務のあることを認める。

3 既払金

申立人らと被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第1項記載の損害に対する賠償金として金130万円を支払済みであることを確認する。

この既払金130万円を、第2項記載の和解金1004万6424円と精算する。

4 支払方法

（省略）

5 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項（1）③記載の損害項目（同項記載の期間に限るものとし、かつその遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、当事者双方が各1通保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年3月1日

（仲介委員 高橋輝美）